

令和8年度 京都市立大將軍小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本指針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

学校では、「いじめ」の防止や早期発見に努めることは教職員の責務であり、いじめが発生した場合には迅速に対応し、一刻も早く被害児童の精神的・肉体的苦痛を取り除くことが肝要である。「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。そこで、全ての教職員が共通した認識の上で取組を進めていくために、いじめ防止等に関する基本方針を定めるものとする。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、どの子どもにも起こりうるものである。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、教職員の指導力向上とともに、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

委員会名 「大將軍小学校いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・人権主任・養護教諭・教育相談主任・該当児童担任、
スクールカウンセラー(緊急対応の場合は、この限りではない。)

(3) 役割

- ・当月の各学年の様子を交流し、いじめにつながる様態の有無を報告し、早期発見につなげる
- ・いじめを見逃さない教職員の資質向上を目指した研修会を行う
- ・いじめが発覚した場合の対策の検討を行う

- ・関係機関、専門機関との連携対応

(4)開催時期

定例委員会は、子ども委員会(いじめ対策委員会含む)として第4水曜日に開催。
(緊急対応の場合は、この限りではない。)

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

児童自身が価値ある存在であり、自分自身を大切に思う「自尊感情」が感じ取れる心の居場所づくりの取組を進める。まず、温かい学級経営や教育活動を展開するためには、教職員の共通理解が不可欠である。教職員の何気ない言動が児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合もある。教職員は良きモデルとなり、信頼され、慕われるように努める。また、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫して、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う。その中で教職員の温かい声かけや児童相互の「認められた」「人の役に立った」という経験は自己肯定感の高揚につながり、児童を成長させると考える。

ア 授業改善

- ・教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。(めあてや振り返りを位置付けた学習過程・板書の工夫)
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
(聞く姿勢の徹底・表現語彙を増やす)
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

イ 道徳教育

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動や学校行事との関連も考え合わせた「道徳科」の年間計画にしたがって内容項目を計画的に実施する。
- ・即効性を求める日常の指導と近い将来に向けて正しく判断できる力を養う道徳科の特性を生かした指導を重ねることで豊かな心を育む。

ウ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事(大將軍カップや学習発表会)を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者の方との交流を行い、思いやりの気持ちを育む。
- ・地域の先生との学習を通して、感謝の気持ちと学校・地域への所属感を育む。

エ 児童が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・縦割り行事(全校遠足・フレンドリー遊び等)を通して、高学年には思いやりの心を育み、低学年には尊敬・感

謝の心を育む。

オ 児童へのはたらきかけ

- ・12月の人権朝会で、人権に関わる話をしたり、そのテーマで話し合いをしたりして、感想を書きまとめたりする機会をもつ。
- ・児童会によるあいさつ運動を行い、互いを認め合う気持ちを培う。

カ 保護者啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「京都市いじめの防止等取組指針」「大將軍小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、職朝等を通して全教職員で共有する。
- ・教職員がいじめに係る情報を抱え込むことは法の規定に違反しうることを認識する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・児童によるいじめに関するアンケートを6・11月に実施。尚、4～6年生については、7・12月にクラスマネジメントシートも活用する。
- ・学校評価の児童によるアンケートにおいて、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- ・6月と11月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携による児童や保護者との教育相談を定期的実施する。

(ウ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

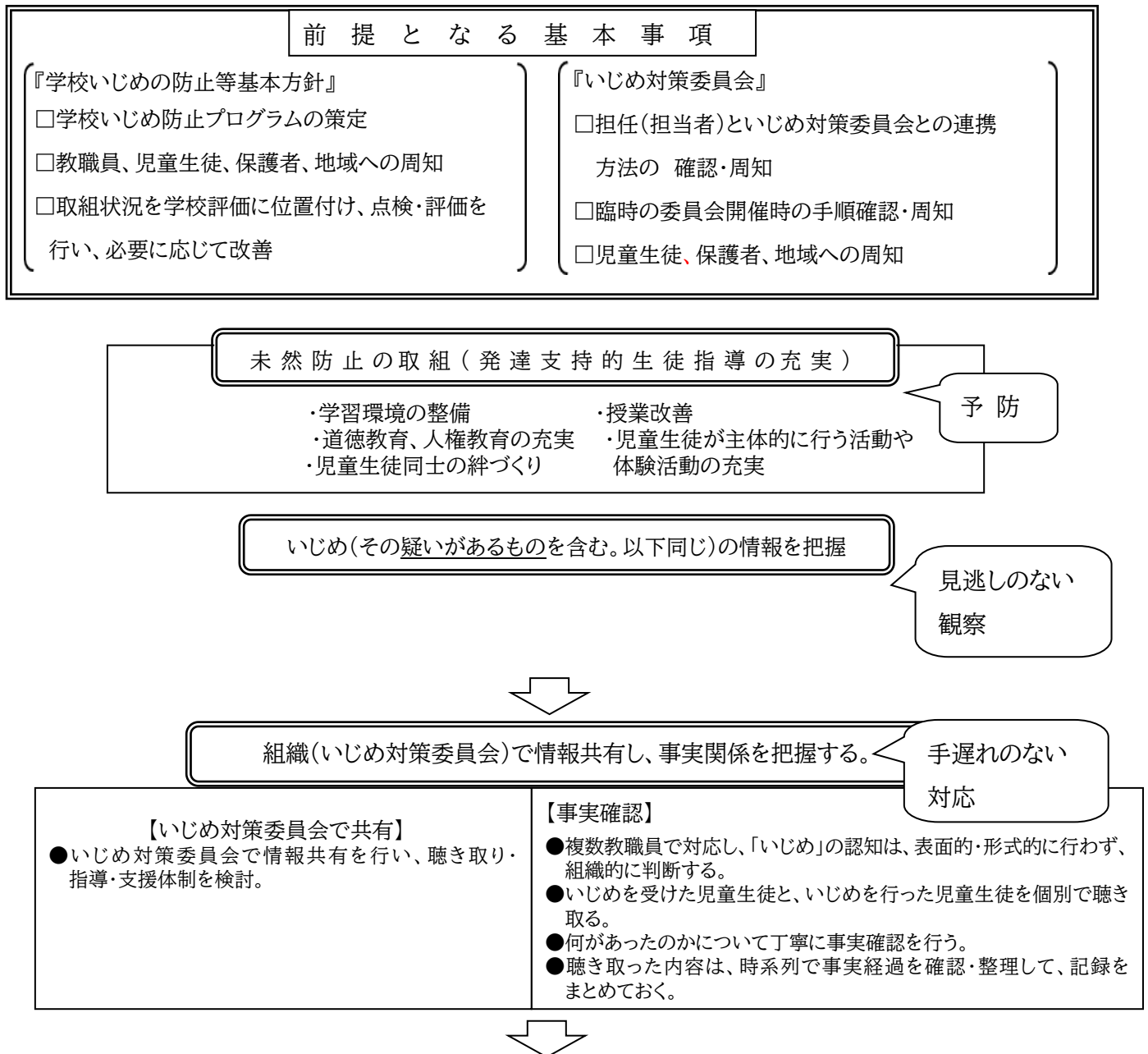
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- ・情報モラル指導を年間2回行い、児童が自立して社会を生き抜くための力を養う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」や「京都市いじめの防止等取組指針」を踏まえ、いじめの有無の確認については、被害児童・加害児童双方の話を丁寧に聴き取り、日時、場所、様態、機関だけでなく、経過や心情等も聞き取る。そして、被害児童への支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

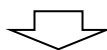
<いじめ事案に対する組織的な対応の流れ>



管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った
指導

<p>【児童生徒への指導・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。 ●登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。 ●いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。 ●周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。 	<p>【保護者への連絡・家庭との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。 	<p>【教育委員会への報告・連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。
<p>【謝罪の場の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。 <p>※事案内容によってはこの限りではない。</p>	<p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。 	



「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

<p>【学校全体での継続的な指導・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。 <ol style="list-style-type: none"> ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済） ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復） <p>※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。</p>

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

年間5回、生徒指導研修会時に実施する。内容は、

4月「大將軍小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「学校のきまりの見直しと必要に応じた改善」

7月「第1回いじめに関するアンケート調査結果の共有」

8月「生徒指導にかかわる研修」

12月「第2回いじめに関するアンケート調査結果の共有」

2月「年間のまとめ及び学校いじめの防止等基本方針の見直し」

4 保護者・地域・関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「大將軍小学校いじめの防止等基本方針」について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・懇談会等の場を活用し、保護者から家庭での児童の様子を聴き取るとともに、学校での様子を伝え、保護者と学校が情報を共有し、共同して児童の育成に対処する基盤を作る。
- ・学校運営協議会やPTA、地生連との連携のもと、家庭教育学級や地域家庭教育講座を活用し、啓発を行う。
- ・スクールカウンセラーや子どもの人権110番、こども相談24時間ホットラインなど、具体的な相談窓口を知らせる。
- ・いじめの防止等の取組について自己評価及び学校関係者評価を行い、取組の達成状況、効果等について振り返り、取組内容や方法を見直すことにより、取組の改善を図る。

(2) 関係機関との連携の推進に向けて

- ・研修会等で、関係機関の種類・連絡先等を教職員全体で共通理解する。その上で、必要に応じては関係機関に積極的に相談するようにする。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対応

(1) 基本的な考え方

いじめの重大事未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応のための取組を行い、重大事態に至ることのないよう、全力を尽くすことが求められる。万一、重大事態が発生した場合には、「いじめ防止対策推進法」や「京都市いじめの防止等取組指針」を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、対処方法を共有して迅速に対処する。本校が調査主体となる場合には、いじめを受けた児童や保護者の意向を十分に踏まえ、いじめ対策委員会を調査主体として、児童への聴取や質問票、その他適切な方法により、当該事態に係わる事実関係を明確にし、必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

と定義されている。

本校が調査の主体となる場合

本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等)を速やかに行う。

京都市教育委員が調査の主体になった場合

京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や 校内研修等	未然防止に向けた 取組や行事等	アンケートの実施や 教育相談週間等	保護者への啓発等
4	ココロ(いじめ対策含む)委員会 校内体制の共通理解と初動について キカク委員会「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解	なかまの日(毎月15日) いじめ防止基本方針といじめ対策委員会の紹介		いじめ防止基本方針といじめ対策委員会の周知 授業参観・学級懇談会 個人懇談会 SCIによるカウンセリング
5	ココロ(いじめ対策含む)委員会 温かく見守りたい児童の共通理解 ケース会議	なかまの日 1年生を迎える会 6年修学旅行		SCIによるカウンセリング
6	ココロ(いじめ対策含む)委員会 いじめ対策委員会から見た学級経営 ケース会議	なかまの日 6年非行防止教室 6年薬物乱用防止教室 5年花背山の家宿泊学習	第1回いじめに関する記名式 アンケート 教育相談週間	自由参観 SCIによるカウンセリング
7	ココロ(いじめ対策含む)委員会 温かく見守りたい児童の1学期の様子 ケース会議 アンケート調査結果の情報共有	なかまの日 小中一貫児童会・生徒会交流会	第1回クラスマネジメントシート 第1回学校評価(児童・保護者・学校運営協議会等)	個人懇談会 SCIによるカウンセリング
8	ココロ(いじめ対策含む)委員会 夏休み明けの児童の様子 ケース会議 生徒指導にかかわる研修(不登校へのかかわり) 小中一貫研修会			SCIによるカウンセリング
9	ココロ(いじめ対策含む)委員会 学校行事における積極的生徒指導について ケース会議	なかまの日		SCIによるカウンセリング 授業参観・学級懇談会

10	ココロ(いじめ対策含む)委員会 発達支持的生徒指導に関する研修 ケース会議	なかまの日 大將軍カップ		SCIによるカウンセリング
11	ココロ(いじめ対策含む)委員会 温かく見守りたい児童の2学期の様子 ケース会議	なかまの日 学習発表会	第2回いじめに関する記名式 アンケート 教育相談週間	SCIによるカウンセリング
12	ココロ(いじめ対策含む)委員会 アンケート調査結果の情報共有 ケース会議	なかまの日 人権朝会	第2回クラスマネジメントシート 第2回学校評価(児童・保護者・学校 運営協議会等)	道徳・人権学習の授業参観(自由参観) 個人懇談会 SCIによるカウンセリング
1	ココロ(いじめ対策含む)委員 学期末に向けた学級経営について ケース会議	なかまの日		SCIによるカウンセリング
2	ココロ(いじめ対策含む)委員会 教育相談の共有 ケース会議 年間のまとめ	なかまの日 性に関する指導		新1年半日入学保護者説明会 授業参観・学級懇談会 SCIによるカウンセリング
3	ココロ(いじめ対策含む)委員会 ケース会議 学校いじめの防止等基本方針・プログラムの見直し	なかまの日 6年生を送る会 地域ボランティア感謝の会		SCIによるカウンセリング